

# 10/4市議会で請願採択！ 立川市初 墓地に関する指針！

**採択を見届けました。**

10月4日10時開会の本会議で私達墓地建設反対協議会が立川市に要望した請願は無事採択。請願第6号「墓地造営に対し、良好な市民の生活環境を守るため十分な対策を求める請願」となつて議会に紹介され、環境建設委員会、委員長須崎八朗氏が委員会で「全会一致の採択だった」「市長からも墓地反対の言葉を頂いた」と報告。満場致で採択。議場に請願を声援する大きな声が発せられた。墓地に関する指針の概要は次の通り。

## 10月1日の永明院説明会阻止

永明院住職は対策協議会の意向を無視し、一方的に説明会を開催しようとした。約100名の周辺住民が「こぶし会館」前に自主的に参集。永明院住職、弁護士を相手に住民有志が数時間に渡り抵抗し、当日の説明会を中止に追い込んだ。永明院側の勝手な要請で警官、パトカー数台が登場。一時騒然となった。中型トラックに満載の音響、映像機材を使う派手な手法を用い説明会を強行しようとしたが、永明院関係者は会館内に一歩も入れず引き揚げた。終始隣の駐車場で雨に濡れながらの対決となった。



### 立川市内における墓地等の造成等に関する指針“抜粋”

(墓地等の造成主体)

第3条 市内で墓地等を経営するために土地等の造成等を行うことができる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特別な理由がある場合で、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人第4条第2項に規定する宗教法人で、その主たる事務所の所在地が立川市内にあるもの
- (3) 民法第34条の規定により墓地等の経営を目的に設立された公益法人

(設置基準)

第5条 造成計画の作成にあたっては、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱の規定を遵守するほか、次の各号に掲げる基準に合致するよう努めるものとする。

- (1) 事業計画 原則として新たな造成計画は、認めない。また、既存の墓地等の拡張計画についても、主たる事務所の所在地が立川市内にある事業者等が、その施設に隣接する区域に拡張を行う場合を除き、原則として認めない。等

### のぼり、看板設置にご協力を!

「看板/のぼり」ご連絡は090-9154-6631 まで

小川道沿いのぼり設置。

砂川九番交差点のぼり設置。

### 連絡網 (地域自治会)

- 森田(九番組) = 九番組、八番組、文化村、親幸、幸町団地、つくし会、すずかけ第三、若葉、旭、緑ヶ岡ハイツ 各自治会。
- 高橋(多摩文化村) = 多摩文化村、ソフィアタウン、東栄住宅各自治会。ファウンズ産婦人科病院、(含む永井産婦人科)、満州通り、48番通り各有志。
- 吉田(立川幸四南) = 立川幸四南、幸友会、43番会 各自治会。

カンパ  
お願いします



10月1日こぶし会館前で2000円カンパ  
10月9日現在 カンパ累計314,300円

お問い合わせ

森田 works\_ar@yahoo.co.jp  
高橋 taka0320@bird.ocn.ne.jp  
吉田 0tz3482278f292f@ezweb.ne.jp

## 立川市幸町墓地建設反対 対策協議会

ホームページ <http://tachikawa.client.jp/index.htm>  
eメール [tachikawa\\_saiwaicho@yahoo.co.jp](mailto:tachikawa_saiwaicho@yahoo.co.jp)